

資 料

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 6 年 3 月 会 議
議 案 説 明 資 料

洞爺湖町防犯及び交通安全に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(施策の基本) 第6条 町は、この条例の目的を達成するために、次の事項を基本として、必要な施策を実施するものとする。 (1)～(3) 略 (4) 交通事故により害を被った者及びその家族又は遺族に対し、情報の提供、相談、啓発活動等に関すること。 (5) 略	(施策の基本) 第6条 町は、この条例の目的を達成するために、次の事項を基本として、必要な施策を実施するものとする。 (1)～(3) 略 (4) <u>犯罪及び</u>交通事故により害を被った者及びその家族又は遺族に対し、情報の提供、相談、啓発活動等に関すること。 (5) 略

洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(給与等の種類) 第3条 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）に支給する給与の種類は、給料、特殊勤務手当、通勤手当、期末手当、<u>勤勉手当</u>、時間外勤務手当、日直手当及び休日勤務手当とする。 2 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）に支給する給与等の種類は、報酬、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び費用弁償とする。 第13条 略 <u>（勤勉手当）</u> <u>第13条の2 会計年度任用職員（任期が6月以上であり、かつ、週の勤務時間が15時間30分以上である者に限る。）の勤勉手当の支給については、規則で定めるもののほか、一般職員の例による。ただし、勤勉手当基礎額に乗じる割合は、給与条例第24条第2項第2号の例による。</u> 第14条 略	(給与等の種類) 第3条 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）に支給する給与の種類は、給料、特殊勤務手当、通勤手当、期末手当、時間外勤務手当、日直手当及び休日勤務手当とする。 2 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）に支給する給与等の種類は、報酬、期末手当及び費用弁償とする。 第13条 略 第14条 略

洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第7条 略 2 略 3 給与条例第24条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。	(育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第7条 略 2 略 3 給与条例第24条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

洞爺湖町介護保険条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(保険料率) 第5条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u> (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。) 第39条第1項第1号に掲げる者 <u>33,900円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>51,000円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>51,300円</u> (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>61,800円</u> (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>74,400円</u> (6) 次のいずれかに該当する者 <u>93,000円</u> ア 略 イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、<u>第9号イ、第10号イ、第11号イ及び第12号イ</u>に該当する者を除く。) (7) 次のいずれかに該当する者 <u>96,700円</u> ア 略 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の	(保険料率) 第5条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u> (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。) 第39条第1項第1号に掲げる者 <u>36,000円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>45,400円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>54,000円</u> (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>59,800円</u> (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>72,000円</u> (6) 次のいずれかに該当する者 <u>90,000円</u> ア 略 イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ<u>及び第8号イ</u>に該当する者を除く。) (7) 次のいずれかに該当する者 <u>93,600円</u> ア 略 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の

区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ及び第12号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 113, 800円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）次号イ、第10号イ、第11号イ及び第12号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 126, 500円

ア 合計所得金額が320万円以上420万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）次号イ、第11号イ及び第12号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 141, 400円

ア 合計所得金額が420万円以上520万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）次号イ、第11号イ及び第12号イに該当する者を除く。）

区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）及び次号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 110, 200円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

<u>次号イ及び第１２号イに該当する者を除く。)</u> (11) <u>次のいずれかに該当する者 １５６，２００円</u> ア <u>合計所得金額が５２０万円以上６２０万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> イ <u>要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（(1)に係る部分を除く。）及び次号イに該当する者を除く。）</u> (12) <u>次のいずれかに該当する者 １７１，１００円</u> ア <u>合計所得金額が６２０万円以上７２０万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> イ <u>要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</u> (13) <u>前各号のいずれにも該当しない者 １７８，６００円</u> ２ 略 ３ 第１項第１号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和６年度から令和８年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、２１，２００円とする。</u> ４ 前項の規定は、第１項第２号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和６年度から令和８年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「２１，２００円」とあるのは、「３６，１００円」と読み替えるものとする。</u>	(9) <u>前各号のいずれにも該当しない者 １２２，４００円</u> ２ 略 ３ 第１項第１号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和３年度から令和５年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、２１，６００円とする。</u> ４ 前項の規定は、第１項第２号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和３年度から令和５年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「２１，６００円」とあるのは、「３６，０００円」と読み替えるものとする。</u>
--	--

5 第3項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第3項中「21, 200円」とあるのは、「51, 000円」と読み替えるものとする。</u> (賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合) 第7条 略 2 略 3 保険料の賦課期日後に次の各号のいずれかに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号まで又は第5条第6号から<u>第12号</u>までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額との合算額とする。 (1)～(8) 略 (9) <u>第5条第9号イに規定する者</u> (10) <u>第5条第10号イに規定する者</u> (11) <u>第5条第11号イに規定する者</u> (12) <u>第5条第12号イに規定する者</u> 4 略	5 第3項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第3項中「21, 600円」とあるのは、「50, 400円」と読み替えるものとする。</u> (賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合) 第7条 略 2 略 3 保険料の賦課期日後に次の各号のいずれかに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号まで又は第5条第6号から<u>第8号</u>までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額との合算額とする。 (1)～(8) 略 4 略
--	---

洞爺湖町水道事業給水条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(構造及び材質) 第7条 略 2 略 3 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置に係わるものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。 (工事の申込) 第8条 給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。 2 略 (過料) 第41条 略 (1) 第8条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造修繕（法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去したもの。 (2)～(4) 略	(構造及び材質) 第7条 略 2 略 3 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置に係わるものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。 (工事の申込) 第8条 給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。 2 略 (過料) 第41条 略 (1) 第8条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造修繕（法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去したもの。 (2)～(4) 略

洞爺湖町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者	(水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

洞爺湖町公営企業の設置等に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により、公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により、公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。